

商 品 開 発 方 針

2021年6月16日制定

1. 基本方針

当社における商品開発は、当社が掲げる経営ビジョンに則り、高品質の商品・サービスを提供し、一人ひとりのお客さまから確かな信頼を得るために、お客さまの安心と満足の実現と経営の健全性を維持することを基本方針とします。

その実現のために、お客さま保護および利便性の向上の観点から、募集および保険金支払が適切に行われるよう、以下を商品開発の基本的姿勢とします。

- (1) お客さまにとって、わかりやすい商品であること
- (2) お客さまニーズを的確に把握するとともに、社会環境の変化等に伴う市場動向に迅速かつ柔軟に対応している商品であること
- (3) 募集態勢、損害サービス態勢、システム・事務対応、販売需要、収益性、保険引受リスク等の多様な観点から検討が行われ、お客さまへの対応を適切に行うことができる商品であること
- (4) 関係法令および商品開発管理規程等の社内規程を遵守した商品であること

2. 定義

本方針における商品開発とは、新商品の開発、既存商品の改廃をいいます。

3. 管理態勢

- (1) 当社は、商品開発に係る管理態勢がお客さま保護の観点から重要であり、かつ経営の健全性維持や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識し、商品開発管理態勢を以下の4つの工程からなるサイクルとして捉えたうえで、循環的な社内外のチェック・意見の反映が行われるよう、商品開発管理規程等の社内規程に従い管理します。

- ①商品開発態勢
- ②契約引受態勢
- ③募集態勢
- ④商品販売後のフォローアップ態勢

- (2) 前項の商品開発管理態勢における各工程の実行にあたっては、以下に留意します。

- ①お客さまの声、代理店・社員の意見、関連部門の意見等を集約し、商品開発に反映する。
- ②関連部門との連携強化により、各工程別にお客さま・代理店視点を加味した品質・リスク管理の向上を図ります。

- ③お客さまの保護と利便性に資する適切な募集業務、保険金支払業務を行いうる基盤を整備するために、募集文書・研修等の十分な準備を行うとともに、商品の発売開始前に態勢整備状況の再確認を行います。
 - ④定期的に収支分析、保険金の適正支払等のフォローアップを実施し、適宜報告を行うとともに、商品開発につなげます。
- (3) 商品開発および商品開発管理業務の適切な遂行のために、専門性を備えた人財の採用、育成と適正な配置に努めます。

4. 取締役会等の関与

- (1) 取締役会等は、商品開発管理態勢全般を統合的に管理できる体制を整備します。
- (2) 前項の統合的な管理に当たっては、商品開発部および経営会議による商品開発管理態勢全般の報告と検証により、これを行います。

5. 本方針の制定・改廃

本方針の制定・改廃は、取締役会の決議によります。

(制定日) 2021 年 6 月 16 日

以 上